

## 海 外

### 米 州 諸 国

#### ◇米国通商代表部、スーパー301条に基づく優先交渉国

の日本への適用を見送り

米国通商代表部(United States Trade Representative、以下 USTR)は、4月27日、1988年包括通商法第1302条(いわゆる「スーパー301条」)に基づき、不公正な貿易慣行を有し、USTRが自由化交渉を優先的に行う「優先国(Priority Countries)」を認定したが、昨年同条項が適用された日本、ブラジル、インドのうち、日本、ブラジルは今回見送られ、インドへの適用のみにとどまった。

USTRは、日本への適用を見送った背景として、以下の諸点を指摘している。

1. 昨年のスーパー301条適用対象となった、日本のスーパー・コンピュータ・人工衛星・木材製品の3分野につき、日本側の市場開放の点で、日米で合意が成立したこと、
2. 本年4月の構造協議中間報告において、日本側が輸入障壁を取り除くために特別の措置をとることで合意したこと、
3. 日米間の懸案事項となっている「アモルファス合金」、「音楽著作権」、「建設」、「自動車部品」については、日本が解決に向けて前向きな態度をとっていること。

#### ◇米証券取引委員会、私募証券の転売制限緩和

米証券取引委員会(SEC)は、4月19日、私募証券の転売制限を緩和するルール144Aの導入およびルール144の修正<sup>(注1)</sup>を決定した。これまで私募証券の転売に関しては、ルール144により、①発行者の情報開示、②保有期間(転売可能証券は2年以上保有物に限定)、③転売数量、④転売方法(ブローカーを通す取引、またはマーケット・メーカーとの直接取引に限定)、⑤転売通知(3カ月間に1万ドル以上の証券を転売する等の場合は、SECに報告を行う必要)、などの点で制限が課されていた。SECは、私募証券市場活性化の観点から、88年以降転売規制緩和等を検討していた(88年10月第1次プロポーザル提出、89年7月第2次プロポーザル提出)が、今回

の規制緩和の内容は基本的には、昨年7月に提出された第2次プロポーザルに沿ったものとなっている。同eruleの概要は以下のとおり。

(1) 適格機関投資家間の私募証券売買について新規則(ルール144A)を導入し、転売制限を原則撤廃

—適格機関投資家とは、銀行、貯蓄貸付組合、保険会社等のうち、自己勘定および顧客勘定中の適格機関投資家勘定保有分との合算で1億ドル超の証券投資資産を保有する者。

ただし、①銀行・貯蓄貸付組合については、上記要件に加え純資産(net worth)25百万ドル以上を有する者<sup>(注2)</sup>、②SECに登録済のブローカー、ディーラーについては10百万ドルの証券投資資産を有する者とする。

(2) 上記(1)に該当しない私募証券の転売についても、従来の規制(ルール144)の修正により、転売制限を緩和

—従来は、保有者が変わることに原則として最低2年間は転売が禁止されていたが、これを緩和し、転売制限を課すのは実質的に最初の保有者(2年間)のみとする。

(注1) 本ルールは、1933年証券法に規定された同法の基本目的(「証券の性格についての十分かつ公正な開示、その売買における詐欺行為の防止等」)に基づき、私募証券の転売を規制する規則。

(注2) 本要件につき、SECは現在パブリック・コメントを求めており、今後なお変更される可能性もある。

## 欧 州 諸 国

#### ◇EC、臨時首脳会議を開催

ECは、4月28日、アイルランドの首都ダブリンで臨時首脳会議(サミット)を開催し、①東ドイツ等のEC編入、②EC政治統合、③経済通貨同盟(EMU)等の諸問題につき、討議を行った。今次サミットにおける主な合意内容は、以下のとおり。

##### 1. 東ドイツ等のEC編入問題

###### イ、東ドイツのEC編入

ECは、東西ドイツ統一を踏まえ、東ドイツを3段階に分けてECに編入することを提案した「ECとドイツ統一」と題する報告を承認、西ドイツと協調して東ドイツの政治、通貨、社会改革を支援する旨、合意した。上記報告に示された東ドイツのEC編入手順は、以下のとおり。

### 第一段階——調整期間

両ドイツの通貨統合から正式な政治統一まで、税制など東ドイツの経済・社会を順次EC型に改革。

### 第二段階——移行期間

両ドイツの正式統一後、一定期間、農業、環境などEC規制の適用を一部除外。

### 第三段階——正式編入

#### □、東欧諸国の取扱い

ECは「中・東欧諸国とECの関係発展」と題する報告書を承認、同報告の内容に沿って、東欧諸国（ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキア、ブルガリア、ルーマニア、ユーゴスラビア）が市場経済への移行等一定の条件を満たした上で「準加盟協定」を結ぶ旨、合意した。準加盟協定は自由貿易や政治対話の促進のほか、技術・文化面等の協力関係等緊密化することを狙いとしている。

### 2. EC政治統合問題

EC政治統合については、4月20日の独仏首脳会議で、①政治統合のための政府間協議の準備作業を開始する、②ECの根本的改革である経済・通貨同盟（EMU）と政治統合を加盟国議会の批准を経て92年末に発足させることを目標とすること、等の点が提案されていた。この点につき今回の首脳会議では、独仏首脳会議の内容を踏まえ、政治統合の進め方を外相レベルの協議で検討した後、6月の首脳会議で具体的な意思決定を行うことが合意された。

### 3. 経済通貨同盟（EMU）問題

ECはEMUの実現時点を、市場統合と同時期の92年末に設定することで合意した。ECは、6月の蔵相理事会で、EMU実現に向けたローマ条約改正の具体的な準備を進めるとともに、中央銀行総裁会議の下に専門家グループを設け欧洲中央銀行制度設立や機能について具体的検討に入る。

### 4. 全欧安保協力会議について

ECは、全欧安保協力会議（CSCE）首脳会議を早期にパリで開催することを提案した。

### ◆東西ドイツ政府、通貨統合の交換レート等につき合意

東西両ドイツ政府は、コール・デメジエール会談（4月24日）における基本合意<sup>(注)</sup>を受け、4月25日より、両ドイツの経済・通貨統合に係る両国間条約の具体的な内容に

つき交渉を行ってきたが、5月2日、通貨統合における両ドイツマルクの交換レート等主要点につき合意に達した旨、発表した。発表された合意内容は、以下のとおり。

#### (1) 西ドイツマルクの交換レート

① 賃金、家賃、地代、年金等のフローの支払いについては1：1で西ドイツマルクと交換。

なお、賃金の交換は本年5月1日の水準で実施。

② 個人預金については、年齢階層別に以下の上限額まで1：1で西ドイツマルクと交換。それを超えた部分については1：2のレートを適用する。

14歳以下	1人当たり2,000	東ドイツマルク
-------	------------	---------

15歳以上59歳以下	〃	4,000	〃
------------	---	-------	---

60歳以上	〃	6,000	〃
-------	---	-------	---

なお、東ドイツ政府は1：2のレートで交換される預金部分について、私有化される国有財産に対する証書形式での持分権を与えることを検討する。

③ 非居住者（主たる住所が東ドイツ国外にある居住者<sup>\*</sup>を含む）の東ドイツマルク建て預金については、1：3のレートで西ドイツと交換。

\*東ドイツで働く外国人労働者等。

④ その他の東ドイツマルク建て債権・債務は1：2のレートで西ドイツマルク建てに切換える。

⑤ なお、通貨交換は東ドイツ内の金融機関における預金口座を通じてのみ可能。

また、規制逃れや権利の濫用を防ぐため、通貨交換の基準日（預金残高確定等を行う日）を設定する。

⑥ 上記の措置と平行を合わせるため、本年初より1：3となっていた両ドイツマルクの公定交換レートを、5月2日付けで1：2に改める。

#### (2) 通貨統合の実施時期

両ドイツマルクの通貨交換は、国家間条約の効力発効後、本年7月2日付けで実施する。

#### (3) その他

① 東ドイツ年金制度を、西ドイツの制度に合わせて改正する。

② 東ドイツの対外債務については、履行が保証される。

（注）「本年7月2日までに両ドイツの経済・通貨統合を実現できるよう交渉に入る」ことで合意したもの。

### ◆西ドイツ5大経済研究所、春季共同経済見通しを発表

西ドイツの5大経済研究所（DIW＜ベルリン＞、Ifo＜ミュンヘン＞、Ifw＜キール＞、HWWA＜ハンブルク＞、

RWI<エッセン>の各経済研究所)は、4月9日、恒例(通常、春、秋の2回)の共同経済見通しを発表、西ドイツの90年景気・物価見通しを明らかにするとともに、今後の東ドイツ経済改革についての提言を行った。その要旨は、以下のとおり。

### 1. 経済見通し

#### (1) 景 気

90年の西ドイツ実質G N Pは、内需の好調に加え、東ドイツ向け輸出が大きく増加することから、前年比+3.75%と、ほぼ89年(+4.0%)並みの高成長を達成する見通し。すなわち、内需については、個人消費が好況に伴う収入増と所得税減税による可処分所得の増加、および移民流入増を背景に、前年比+4%(前年+1.7%)と伸びを高めるほか、設備投資も売上・収益見通しの明るさや高水準の稼働率を映し、前年比+8%(前年+9.7%)の拡大を示す見通し。頃来の金利上昇や輸出の伸び率鈍化は設備投資にとりマイナス材料ながら、E C域内市場統合や中欧・東欧の政治・経済改革が国内設備投資需要を大きく押上げるため、設備投資は引続き高水準を維持するとみられる。この間、建設投資は、住宅建設が高金利や建設価格の上昇にもかかわらず、人口増や政府の住宅・建設促進策に支えられ依然増加傾向をたどるほか、企業の建設需要が設備投資増に伴って力強く拡大する結果、前年比+5%(前年+5.3%)と順調に拡大する見通し。一方、外需については、西ドイツの主要輸出先の景気スローダウンにより輸出は増加テンポをやや鈍化させるものの(前年比:89年+10.4%→90年+7.5%)、引続き高水準を持続。このうち、東ドイツ向け輸出は主として91年に盛上ると思われるが、90~91年を通じ350~400億D Mの規模と見込まれる。このように内外需が大きく増加し、国内供給制約が引緩まないことから、輸入代替の動きは一段と強まり、輸入の増加率は+8%(前年+7.3%)に達しよう。

#### (2) 雇用、物価

かかる需要の増大を展望し、労働需要はさらに拡大しつつあり、これが移民流入による追加的労働供給を吸収することから、雇用者数の増加(90年中+1.5%)と失業者数の減少が続くものと期待される(もっとも、熟練労働力の不足は解消せず、むしろ拡大していくとみられる)。この間、労働協約改訂交渉の行方については、90年中のマクロの賃上げ率でみて6%程度の伸びとなり、時短の実施は91年にズレ込むものと予想さ

れる。

西ドイツの物価(生計費指数)上昇率については、景気の急速な拡大による需給の引締まりや賃上げ等から若干加速するものと思われるが、石油製品等の輸入価格の落着きもあって、年末のインフレ率は3.5%程度にとどまろう(G N Pデフレータベースの消費者物価は89年3.1%→90年3.0%とむしろ低下の見通し)。東西ドイツ通貨統合に伴う国内物価上昇のリスクは大きいとはみられない。

### 2. 東ドイツの経済改革についての提言

東ドイツ経済の建直しのため西ドイツに巨額の財政負担が生ずる、との見方には、疑問を呈せざるを得ない。これは、東ドイツ自身がある程度の資金調達をし得ることに加え、再建コストが数年間に分散するためである。例えば、91年については東ドイツインフラ整備等のために150~200億D Mが必要になるとみられるが、その大部分は税の自然増収で賄うことが可能であり(90年自然增收は85億D Mの見込み)、残りについても他の歳出をカットすることにより対応できるものと考えられる。

西ドイツマルクとの交換比率については、貯蓄預金について1:1とした場合、消費財に対する超過需要とインフレを招くおそれがある。ただ、これに対しては、貯蓄預金の一定部分を債券化しない凍結する方法がある。また、1:1の交換比率では、企業が借入金利負担に耐えられず倒産に追込まれるケースが多発するとみられるため、企業に対してはすべての債務とこれに見合う債権を原則として抹消することが必要である。

東ドイツ企業は通貨改革の当初から海外企業との競争にさらされることとなるため、賃金水準の設定に際しては最大限の慎重な配慮が必要である。将来において労働生産性の急上昇が期待されるため、その時点で実質所得も増加していくこととなろう。食料品等政府補助金が付与されていた財・サービスの価格は大きく上昇することとなろうが、輸入品価格を中心に大幅な値下げが生じるため、全体として東ドイツの物価水準は低下するとみられる。この点も東ドイツの賃金政策において考慮されるべきである。

### 西ドイツ5大経済研究所の経済見通し

(前年比・%)

	1989年		90年	
	見通し 〔89/10月〕	実績	前見通し 〔89/10月〕	今見通し 〔90/4月〕
実質GDP	4.0	4.0	3.0	3.75
個人消費	2.0	1.7	3.5	4.0
政府消費	△0.5	△0.8	1.5	1.5
設備投資	10.0	9.7	6.0	8.0
建設投資	6.0	5.3	3.0	5.0
輸出	11.5	10.4	5.5	7.5
輸入	7.5	7.4	6.0	8.0

### ◇フランス銀行、市場介入金利等の0.25%引下げを決定

フランス銀行は、4月26日、市場介入金利(9.75%→9.50%)および5~10日物現先金利(10.50%→10.25%)を各々、0.25%引下げる旨、決定した。両政策金利の引下げは4月2日の措置(ともに0.25%引下げ)に続くものである。

今回の利下げにつき、フランス銀行では、「物価情勢および貿易収支の改善持続および為替市場におけるフランスフランの堅調に照らして決定されたもの」とのコミュニケを発表。

### ◇ロンドン国際金融先物取引所とロンドンオプション取引所統合についての基本的合意に到達

ロンドン国際金融先物取引所(LIFFE)とロンドン証券取引所は、4月3日、ここ数年来の懸案事項であったLIFFEとロンドンオプション取引所(LTOM—London Traded Options Market、証券取引所傘下の金融オプション市場)の統合について基本的合意に達した旨、発表した。

本統合の目的は、これまで先物とオプションで分断されていた市場を合体することにより、効率的かつ魅力ある先物・オプション統一市場を構築し、92年EC市場統合後の欧州におけるロンドン市場の主導的地位を確立することにある。

今後のスケジュールとしては、新たに組織された作業グループが統合に向けての具体的手順・方針の検討にあたり、6月末迄に最終提案を両取引所理事会に提出する予定。

### ◇イタリア政府、為替管理規制の撤廃を決定

イタリア政府は、4月27日の閣議において、残存する為替管理規制を撤廃する旨決議し、発表した(実施は5月14日)。本措置は、88年6月の資本移動自由化に関するEC指令(90年7月までに為替管理規制を撤廃することを義務付け)に対応したものであり、これにより同国の為替管理規制は完全に撤廃されたこととなる。今次決定の内容は以下のとおり。

#### ① 居住者による海外預金保有禁止規制を撤廃

——他のEC諸国対比高い水準にある源徴税率(預金30%)の存在から、海外預金を自由化した場合に預金流出の危険性があるため、従来居住者に対し海外預金の保有を禁止していたもの。

——当初、預金流出を防止するための源徴税率の軽減(30%→20%)を同時決議する予定であったが、財政赤字縮小が至上命題となっている状況下、代替財源を巡り政府内部での調整がつかず、今回見送られた。ただし、脱税を目的とする資本移動を監視するとの観点から、資本移動等為替取引に関するより詳細な報告義務を設けるなど、モニタリング体制を充実させる旨同時に発表された。

#### ② 外貨預金に係る制限を撤廃

——居住者の外貨保有につき、投機防止の観点から一定期間内(外為市場の動向により弾力的に期間を変更、最近時は120日以内)にリラへの強制転換が義務付けられていたため、当該期間を超える外貨預金の保有が禁じられていたもの。

——当該規制は、90年3月「財・サービスの輸出により得た外貨」に限定し一部制限を緩和していたが、今回の措置により資本取引を含むすべての取引により得た外貨についても当該規制を撤廃したことから、国内における外貨預金の期間制限が自由化されることになった。

#### ③ 為銀主義の緩和

——上記海外預金および外貨預金に関する規制の撤廃に伴い為替管理規制上の為銀主義(すべての外為取引の銀行への集中義務)を撤廃。ただし、脱税防止およびマネーロンダリングへの対応の観点から、20百万リラを超える外為取引については引き続き銀行への集中義務を残すとともに、銀行による租税当局への報告を義務付け。

## 共産圏諸国

### ◆中国、香港基本法を採択

中国は、4月4日、第7期全国人民代表大会(全人代)第3回会議において、「中華人民共和国香港特別行政区基本法」(香港基本法)最終草案を原案どおり採択した。同法は、85年5月に正式発効した中英共同宣言に沿って、97年7月1日に香港が中国に返還されたあと香港と中国政府との関係、香港住民の基本的権利と義務、香港の政治、経済体制等を定めている。

同法の内容をみると、「一国二制度」の基本方針に基づき、「香港特別行政区には社会主义の制度と政策を実施せず、従来の資本主義制度と生活様式を保持し、50年間変更しない」(第5条)として、①政治面では、立法、行政、司法に関しては香港に高度の自治権を付与する一方、外交、国防については中国政府の専管とする、②経済面では、私的所有権を保護し、自由な対外貿易、商工業政策を実施すると定めている(昭和63年5月号経済要録参照)。

今回全人代で採択された最終草案は、香港基本法起草委員会(85年6月設立)が、同草案(88年4月発表)、同法

第二草案(89年2月発表)を経て、本年2月17日に最終的に採択したものであるが、同委員会の最終草案採択時に追加・決定された主な点は以下のとおり。

- ① 香港政府は、中央人民政府の転覆を目的とする行為や外国の政治団体の香港内での政治活動等を法律により禁止することを追加した。
- ② 行政長官および立法議會議員の選出方法を決定した。すなわち、行政長官(任期5年)は、各界から選ばれた選挙委員会(委員800名)が選出し、中国政府が任命する(付属文書1)。ただし、初代行政長官に限っては香港の全人代代表等から成る推薦委員会の推薦に基づき、中国政府が任命。

また、立法議會議員(60名、任期は初回のみ2年、それ以降は4年)は、香港住民による直接選挙で選出される議員と間接選挙で選出される議員から成り、そのうち、直接選挙議員の数を徐々に引上げる(直接選挙議員97年20名→99年24名→2003年30名、間接選挙議員同40名→36名→30名)(付属文書2)。

- ③ 立法議會議員には、外国居住権を有する香港永住者と非中国籍の香港永住者が全体の20%を越えてはならない(第67条)ことを追加した。